

行政委託型公益法人等に対する国の関与の在り方

- 行政委託型公益法人等が行う事務・事業等の検証 -

施策の効果等

対象

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、3～5年ごとに政策評価を行う(初回の政策評価は平成17年度末まで)こととされている「国から公益法人が委託等・推薦等を受けている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国から公益法人への第三者分配型補助金等」

視点

各事務・事業について、施策等の目的、有効性、必要性及び行政の関与の在り方が適切かを改めて検証を行う。

【評価対象事業の状況】

今回の評価対象事業中、55事業が既に登録機関による実施に移行。うち民間法人が登録されている事業は11事業。

(参考)

改革実施計画の対象事業のうち、19制度が廃止、3事業が国又は独法において実施。

【評価の結果及び今後の方針】

< 委託等・推薦等 >

一定の分野において民間の参入等が図られているものの、社会的ニーズが高い事務・事業においては、公正・中立を保つため、あるいは消費者保護、国民の生命・財産等保護の観点から、引き続き行政の関与が不可欠と評価。

➡ 引き続き改善すべき点がないか制度所管部局は毎年検証

< 第三者分配型補助金等 >

当該補助金は交通遺児の生計を支援するため有効であると判断されることから、引き続き継続することが必要と評価。

➡ 必要性について合理的理由を予算要求に当たり制度所管部局は毎年検証

更に加えて、3～5年ごとに引き続き制度所管部局は政策評価を実施

